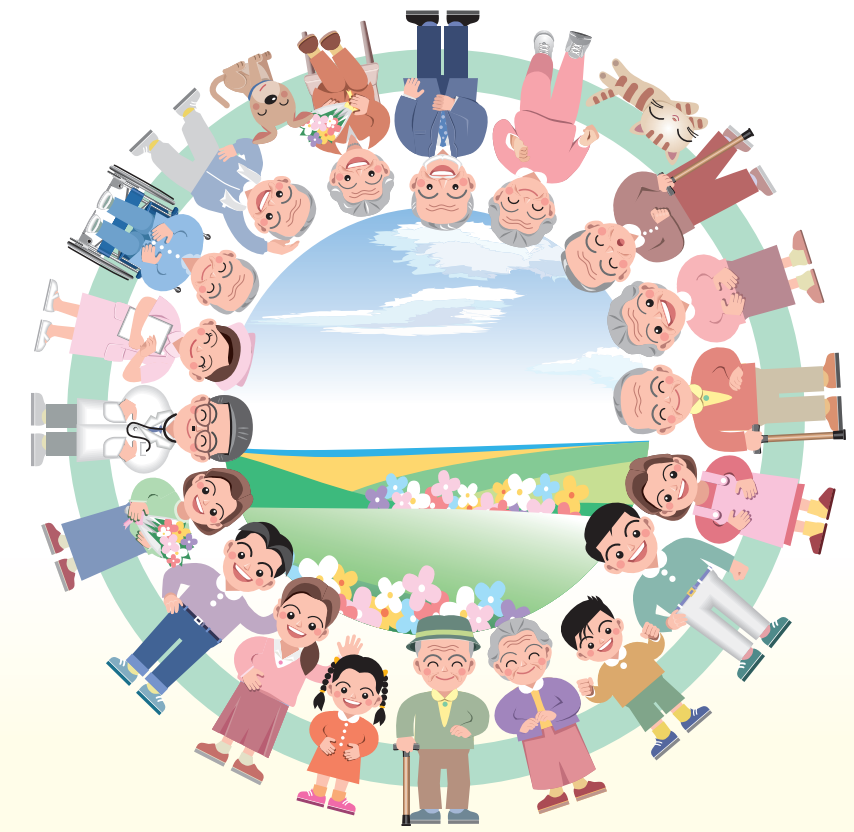


湯梨浜町地域福祉推進計画

第4期 湯梨浜町地域福祉計画
第4次 湯梨浜町地域福祉活動計画



住みやすく 魅力と活気あふれる 愛のまち

基本目標1 みんなで支え合い、共に生きる地域づくり

基本目標2 地域福祉を支えるしくみづくり

基本目標3 共につながるネットワークづくり

地域福祉推進計画とは

本計画は、地域福祉計画と地域福祉活動計画を車の両輪と考え、これら2つの計画を一体化したものです。同じ理念を共有し、目標の達成に向けて、湯梨浜町と湯梨浜町社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進していきます。



地域福祉計画

社会福祉法第107条に基づき福祉分野の上位計画として、地域福祉の推進に向けて基盤やしくみをつくるため町が策定する計画です。

地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に基づき地域福祉を推進する団体である社会福祉協議会が、地域福祉計画に基づき地域住民の活動や行動を定める計画です。



計画の基本理念

各分野（高齢者・障がい者・児童等）の施策の推進だけでは困難な課題の解決や、目指すまちづくりの実現に向けて「地域共生社会の確立と進展」と「包括的な支援体制の構築」をテーマに、「共につながり生きていく「支縁社会」の形成」に取り組みます。

地域住民による支え合いと公的な福祉サービスが連動し、「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

また、高齢者・障がい者・児童・生活困窮などの属性を超えた相談窓口の設置など、地域を丸ごと支える包括的で伴走型の支援体制の構築と切れ目のない支援を行い、誰一人取り残さない取り組みを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

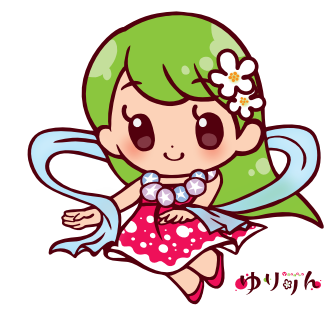
持続可能な開発目標 (SDGs)
湯梨浜町では、地域福祉推進計画をもとに持続可能な支え合いのまちづくりを目指します。



湯梨浜町地域福祉推進計画 概要版

発行 令和4年3月
編集 湯梨浜町・湯梨浜町社会福祉協議会
計画全文は、湯梨浜町ホームページ (<https://www.yurihama.jp>) でご覧いただけます。

湯梨浜町総合福祉課
電話 0858-35-5373 FAX 0858-35-5376
社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会
電話 0858-34-6002 FAX 0858-34-6013



成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、発達障がい等の理由で自分では物事を判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

本町では、成年後見制度の理念である、地域共生社会の実現（ノーマライゼーション）、意思決定支援（自己決定の尊重）、本人の意思を尊重した寄り添った支援（身上保護）を重視し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用を必要とする方が適切に支援につながる体制づくりに努めます。

<具体的な取り組み>

- 中核機能:支援体制機能の充実
- 広報機能:広報活動による情報発信の充実
- 相談機能:相談窓口の周知及び充実
- 成年後見制度利用促進機能:各種専門団体、関係機関との連携及び法人後見事業の実施
- 後見人等支援機能:成年後見制度利用支援事業の充実及び協議会の設置
- 不正防止:地域連携ネットワークによる不正防止



再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人が、円滑に地域社会の一員として生活をしていくことで、犯罪の未然防止につながり、安全で安心して暮らせるまちの実現へとつながります。

そのためには、犯罪や非行をした人が孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、町、刑事司法関係機関、支援関係機関及び民間ボランティアを中心とした更生保護に携わる団体等が互いに連携しながら多方面における取り組みを進めていく必要があります。

犯罪や非行をした人が地域社会において円滑な社会復帰を実現するための支援として、地域福祉推進計画と連携し、再犯防止推進計画に次のような施策の方向性を定めます。

<具体的な取り組み>

- 就労・住居の確保
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 学校等と連携した修学支援
- 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等
- 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進